

結婚機運醸成事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 結婚機運醸成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）（以下「交付規則」という。）ならびに県民協働課所管補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）およびこの交付要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内式場等が挙式・披露宴等の開催につなげるために実施するイベントや広報等の事業を支援することにより、結婚の機運醸成を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は福井県内でブライダルにかかわる事業者もしくはその事業者が所属している団体とする。また、女性役員または女性従業員がいる、もしくは女性を採用見込みである法人の場合は、交付決定時までに「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていないといけない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象とならない。

- (1) 法令遵守上の問題を抱えている者
- (2) 代表者または法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力との関係を有する者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の「風俗営業」を行う者
- (4) 宗教活動または政治活動を目的とする者
- (5) 県税に滞納がある者

(補助対象事業)

第4条 対象となる事業は次に掲げるものとする。

- (1) 結婚の機運醸成や挙式・披露宴等の開催増に向けた広報・情報発信
- (2) 結婚の機運醸成や挙式・披露宴等の開催増に向けたイベント
- (3) 高校生や大学生等を対象とした結婚式体験やライフデザインセミナー等
- (4) その他、県内の結婚機運醸成のために事業者が取り組む新規事業

(補助対象経費等)

第5条 補助率および補助限度額については別表1のとおりとする。補助対象経費については、別表2のとおりとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、交付規則第4条の規定に基づき、交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 経費内訳書
- (3) 収支予算書抄本
- (4) 県税の納税状況の確認に関する同意書
- (5) その他知事が特に必要と認める書類

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、申請書等の書類の審査により、補助金の交付の適否を決定し、交付決定通知書により申請者に通知する。

(変更交付申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容または経費の配分の変更をするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助の目的および補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲で数量や仕様の変更、その他補助事業の細部を変更する場合。
- (2) 補助事業に要する経費総額の20パーセント以内の増減。

(補助事業の中止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止する場合は、中止承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出を受け、中止を承認した場合には、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、または補助事業の遂行が困難となった場合は、事業遅延報告書(様式第4号)により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行および支出状況について知事が報告を求めたときは、速やかに事業状況報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日（第9条により補助事業の中止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）までに、実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 経費内訳書
- (3) 収支決算書
- (4) その他知事が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の額を確定して補助事業者に通知する。

(補助金の交付請求)

第14条 前条の規定により補助金の額の確認通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに補助金交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は請求書の受理後30日以内に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消しまたは変更することができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。

(2) この要領の規定または補助金交付決定の内容に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者にその返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、当該補助金の交付日から知事が定める納付日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額および支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しな

ければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、県民協働課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年3月3日から施行する。

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1) 補助率および補助限度額

補助率	1 / 2
補助限度額	80万円

(別表2) 補助対象経費

科目	補助対象の例
謝金	・デザイナーや出演者、講師への謝金 等
旅費	・デザイナーや出演者、講師への交通費 等
需用費	・消耗品、印刷製本費 等
役務費	・通信運搬費（切手など本事業のために使用したことが分かる場合に限る） ・イベント等開催時の保険料 ・広告料
委託料	・事業の一部を委託する経費
使用料および賃借料	・会場使用料 ・衣装・イベント機器賃借料 等
備品購入費	第4条（4）の事業実施にあたり必要となるもの

【主な対象外経費】

- ・報酬や給料等の人件費
- ・経常的な維持管理に係る経費
- ・商品券等の金券、収入印紙および振込等手数料
- ・飲食、娯楽、接待等の費用
- ・事業計画書等の作成および送付に係る費用
- ・公租公課（消費税および地方消費税等）
- ・補助事業に要したことが明確にできない経費（コピー代、燃料代、電話代等）
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、タブレット端末等）の購入費
- ・その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費

福井県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者職氏名

結婚機運醸成事業補助金交付申請書

結婚機運醸成事業について、補助金の交付を受けたいので、結婚機運醸成事業補助金交付要領第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 実施事業の名称 (テーマ)
- 2 補助事業の実施期間

開始予定期日	交付決定日
完了予定期日	令和 年 月 日
- 3 交付申請予定額

	円
--	---
- 4 添付書類
 - 別紙1 事業計画書
 - 別紙2 経費内訳書
 - 別紙3 収支予算書抄本
 - 誓約書
 - 県税の納税状況の確認に関する同意書
 - その他添付書類

事業計画書

(1) 申請者概要

事業者名・ 担当者名	事業者名	
	所属・役職・ 担当者氏名	
	T E L	
	Eメール	

(2) 事業計画

(1) 事業の目的（実施の背景や課題）

(2) 事業内容（取組内容や実施体制）

(3) 事業により見込まれる効果

経費内訳書

(単位：円)

種 別	内 容・積 算	補助事業に要する経費 (税込)	補助対象 経 費 (税抜)	補助金 交 付 申 請 額
謝金		円	円	
		円	円	
		円	円	
	小 計	円	円	
旅費		円	円	
		円	円	
	小 計	円	円	
需用費		円	円	
		円	円	
		円	円	
	小 計	円	円	
役務費		円	円	
		円	円	
		円	円	
	小 計	円	円	
委託料		円	円	
		円	円	
		円	円	
	小 計	円	円	
使用料および 賃借料		円	円	
		円	円	
		円	円	
	小 計	円	円	
備品購入費		円	円	
		円	円	
		円	円	
	小 計	円	円	
合計		円	円 ... <u>(A)</u> ...	円 ... <u>(A×1/2 かつ</u> <u>80万円以内)</u> ...

※経費は、見積書等による正確な金額を記載すること。

※内容・積算は、名称、積算明細の順に記載すること。

例：カメラマンへの謝金 @30,000円×2人×2日=120,000円

※千円未満を切り捨てず円単位で記入すること。ただし、補助金交付申請額の合計金額は、千円未満を切り捨てた額を記入すること。

収支予算書抄本

収入

区 分	金 額 (円)	備 考
自 己 資 金		
補 助 金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計		

支出

区 分	種 別	金 額 (円)	備 考
事業費			
合 計			

※補助対象事業についてのみ記載

上記の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 住 所
名 称
代表者職氏名

福井県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者職氏名

結婚機運醸成事業補助金 変更承認申請書

令和 年 月 日付け福井県指令県協第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助金については、下記のとおり計画を変更したいので、結婚機運醸成事業補助金交付要領第8条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の内容

(1) 変更申請額

既交付決定額 円

変更後交付申請額 円

(2) 事業内容

別紙「事業計画書」のとおり

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 経費内訳書

(3) 収支予算書抄本

福井県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者職氏名

結婚機運醸成事業補助金 中止承認申請書

令和 年 月 日付け福井県指令県協第 号で交付決定のあった標記事業を下記
のとおり中止したいので、結婚機運醸成事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき申請します。

記

- 1 事業名
- 2 既交付決定額
- 3 中止を必要とする理由および発生年月日
【理由】

【発生年月日】

福井県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者職氏名

結婚機運醸成事業補助金 事業遅延報告書

令和 年 月 日付け福井県指令県協第 号で交付決定のあった標記事業に遅延等が生じたので、結婚機運醸成事業補助金交付要領第10条の規定に基づき報告します。

記

- 1 事業名
- 2 既交付決定額
- 3 支出済額
- 4 支出未済額
- 5 遅延理由および発生年月日
【理由】

【発生年月日】
- 6 事業の進捗状況（遅延に対してとった措置等）および完了の予定

福井県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者職氏名

結婚機運醸成事業補助金 事業状況報告書

令和 年 月 日付け福井県指令県協第 号を持って報告を求められた標記事業の
遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況（令和 年 月 日現在）
- 2 事業に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

福井県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者職氏名

結婚機運醸成事業補助金 実績報告書

令和 年 月 日付け福井県指令県協第 号により交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額およびその精算額

交付決定額 円
精算額 円

3 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類

別紙1 事業報告書
別紙2 経費内訳書
別紙3 収支決算書
その他添付書類 領収書等

事業報告書

(1) 申請者概要

事業者名・ 担当者名	事業者名	
	所属・役職・ 担当者氏名	
	TEL	
	Eメール	

(2) 事業内容および得られた成果（1,500字～3000字程度）

(実施前の課題や取り組んだ内容、得られた成果について、写真なども貼付して具体的に記載すること)

経費内訳書

(単位：円)

種 別	内 容・積 算	補助事業に要する経費 (税込)	補助対象経 費 (税抜)	補助金 交 付 申 請 額
謝金		円	円	
		円	円	
		円	円	
	小 計	円	円	
旅費		円	円	
		円	円	
	小 計	円	円	
需用費		円	円	
		円	円	
		円	円	
	小 計	円	円	
役務費		円	円	
		円	円	
		円	円	
	小 計	円	円	
委託料		円	円	
		円	円	
		円	円	
	小 計	円	円	
使用料および 賃借料		円	円	
		円	円	
		円	円	
	小 計	円	円	
備品購入費		円	円	
		円	円	
		円	円	
	小 計	円	円	
合計		円	円 ... <u>(A)</u> ...	円 ... <u>(A×1/2 かつ</u> <u>80万円以内)</u> ...

※経費は、見積書等による正確な金額を記載すること。

※内容・積算は、名称、積算明細の順に記載すること。

例：カメラマンへの謝金 @30,000円×2人×2日=120,000円

※千円未満を切り捨てず円単位で記入すること。ただし、補助金交付申請額の合計金額は、千円未満を切り捨てた額を記入すること。

収 支 決 算 書

収 入

区 分	金 額 (円)	資金の調達先
自 己 資 金		
補 助 金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計		

支 出

区 分	種 別	金 額 (円)	備 考
事業費			
合 計			

※補助対象事業についてのみ記載

上記の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 住 所
名 称
代表者職氏名

福井県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者職氏名

結婚機運醸成事業補助金 交付請求書

令和 年 月 日付け福井県指令県協第 号により交付決定通知を受けた標記補助金について、結婚機運醸成事業補助金交付要領第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付決定額	請求額

発行責任者：
担 当 者：
連 絡 先：